1 診療所の一般病床設置制度の概要

- (1) 診療所の一般病床は、平成19年1月1日から病床規制の対象となり、一般病床を設置又は増床する場合は、知事の許可が必要とされている。
- (2) 例外として、厚生労働省令で規定する以下の診療所については、**医療計画に記載される** (記載予定も含む)場合、知事への届出により一般病床を設置又は増床することができる。
- ア 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- イ へき地に設置される診療所
- ウ 小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に 必要な診療所
- (3) 厚生労働省令で定める診療所の該当の適否の審査については、平成19年7月18日岩手県医療審議会決議「届出により一般病床を設置可能となる診療所の基準について」(参考資料1。以下「届出基準」という。)により、審査権限が知事に委任されており、審査で届出診療所に該当すると認められたものは、医療審議会への諮問を経ずに医療計画に記載することができる。
- (4) 届出基準第7条において、(3) により医療計画への記載を行った場合には、直近の医療計画部会において、記載について報告することとされている。

2 新たに医療計画に記載した診療所

○ 以下の診療所から、知事に対し、一般病床の設置又は増床の届出があり、適合審査の結果、 適当と判断されたことから医療計画に記載することとしたもの。

診療所名	区 分	設置又は 増設の別	病床数 (病床機能)	申出日	届出日
もりおか往診	居宅における医療の提供推	設置	一般 19 床	H28.3.30	Н29. 11. 10
ホームケアクリニ	進のために必要な診療所		(急性期)		
ック					
やはば産婦人科	周産期医療を行う診療所	設置	一般 19 床	H28.5.1	H29. 11. 24
			(急性期)		
みうら産婦人科	周産期医療を行う診療所	増床	一般 16 床	H29. 11. 27	Н30. 9. 13
		(2床増)	(急性期)		(予定)

(参考) 平成 19 年に届出により病床設置した診療所⇒産婦人科おいなお医院、黒川産婦人科医院

○ 上記診療所を含む特例により一般病床を設置した診療所については、「岩手県保健医療計画(2013-2017)別冊2」(参考資料2。以下「医療計画別冊2」という。)に記載し、岩手県公式ホームページで公表している。

3 平成30年4月1日以降の届出基準について

- 医療法施行規則改正により、平成30年4月1日から診療所に一般病床又は療養病床を設置しようとする場合、全て医療審議会での審査が必要になる等の基準の見直しがあることから、 平成30年3月22日に開催される医療審議会にて、届出基準の改正を審議する予定である(参 考資料3)。
- 上記改正により、届出による病床設置の要件の1つであった医療計画への記載が不要となることから、次期医療計画においては医療計画別冊2を策定しないもの。

なお、現在、医療計画別冊 2 に届出診療所として記載されている診療所は、経過措置の適用により、平成30年4月1日以降も継続して病床を設置することが可能である。